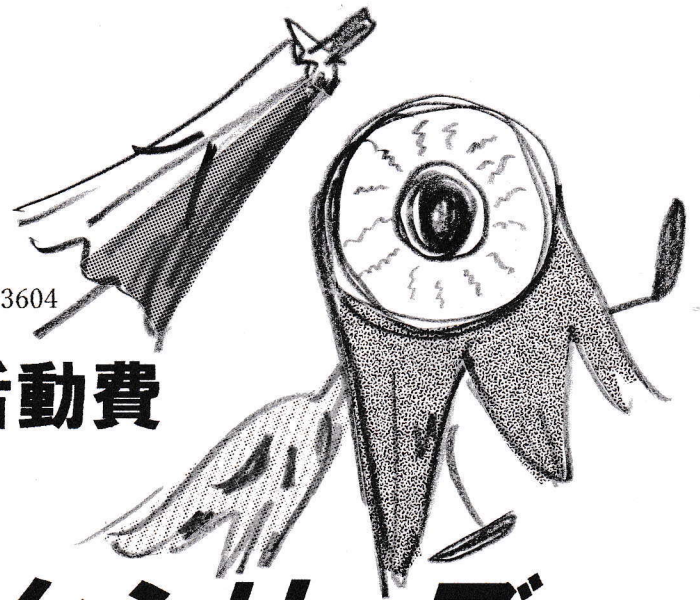


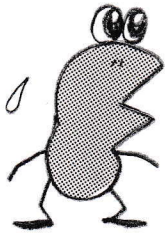
町田市政を考える会・草の根ニュースNo.58

2022年6月30日 連絡先(小林) 042-797-3604



町田市議会 政務活動費

奇々 怪々シリーズ



三度目の夏!

その1



町田市政を考える会・草の根(以下草の根)が、町田市議会の政務活動費の支出が違法であると、東京地方裁判所に提訴して三度目の夏を迎えます。

『令和2年(行ウ)第16号住民訴訟事件』との事件名で、10回の審理が開催され、内容の整理と確認が行われています。今後、9月、11月の2回の審理が予定されており、その後、やっと、弁論が始まる模様です。

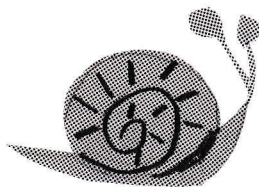
事実上の被告である町田市議会3会派(自由民主党、まちだ市民クラブ、保守連合)は、昨年5月、9月、本年6月と、反論を提出しています。支出した本人以外知る由もない用途理由、ゴム印で「現地調査」「市民相談」「打ち合わせ」と押したら、それで説明責任を果たしているとの被告の反論の数々。

私たちは、陳述書(訴訟に至る経緯について)・・・2021年11月16日提出

原告準備書面(13)(従前の準備書面の内、理由別に改めて違法理由について述べたもの)・・・2022年2月3日提出、

原告準備書面(14)(4月7日付での裁判長の指示による、主張・立証の追加の要否の検討結果まとめたもの)を、裁判所に提出しています。・・・2022年6月8日提出

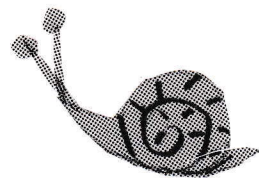
市民の常識からかけ離れた町田市議会3会派の「反論」を、「町田市議会政務活動費、奇々怪々シリーズ」と題して、お知らせします!



ありえない同日駐車の数々!

調査研究費・駐車場代

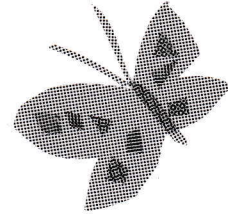
支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情 その1 (原告)	まちだ市民クラブ会派・反論 2021年9月
C14-199	07/29	森本	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 12時40分～12時46分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-200と駐車時間が重なっている)	用途基準不適合性を推認させる事実とはいえない (補助参加人まちだ市民クラブ準備書面(1)参照)
C14-200	07/29	森本	0	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 12時20分～12時45分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車 (C14-199と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか25分の駐車	同上
C14-203	08/26	森本	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時45分～18時12分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 27分間の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-204と駐車時間が重なっている)	同上
C14-204	08/26	森本	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 18時07分～18時14分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか7分の駐車 ・ありえない同日駐車 (C14-203と駐車時間が重なっている)	同上
C14-122	05/26	戸塚	1,200	アイベック町田第7駐車場 16時16分～17時14分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車 (C14-123と駐車時間が重なっている。C14-124の駐車開始時刻との差は2分。Googleマップの移動時間は2～3分)	同上
C14-123	05/26	戸塚	400	タマパーク原町田第9駐車場 (原町田3-3-20) 17時03分～18時05分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車 (C14-122、C14-124と駐車時間が重なっている)	準備書面(1)…まちだ市民クラブ会派の反論
C14-124	05/26	戸塚	800	タマパーク原町田第9駐車場 (原町田3丁目-3-20) 17時16分～19時43分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間 ・ありえない同日駐車 (C14-123と駐車時間が重なっている。C14-122から2分では移動困難)	「町田市において、政務活動費は会派に支給されるのであって、議員個人に直接支給されるのではない (条例第2条)。また、条例、規則、運用指針のいずれの定めにおいても、駐車場代について、当該領収書を提出した議員自身による駐車でなければ政務活動費を充当してはならないという規定は存在しないし、当該議員が会派のために政務活動を行うにあたり、補助者を使用してこれを行うことを禁じる規定も存在しない。
C14-171	11/27	佐藤	600	平野屋第3駐車場 09時45分～11時42分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-172と駐車時間が重なっている)	
C14-172	11/27	佐藤	300	タイムズ成瀬が丘駐車場 11時27分～12時23分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-173と駐車時間が重なっている)	
C14-173	11/27	佐藤	200	タイムズ森野第7駐車場 12時13分～13時2分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車 (C14-172と駐車時間が重なっている)	
C14-339	11/19	わたべ	600	タイムズ町田中町第11駐車場 9時14分～12時04分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間50分の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-339と駐車時間が重なっている)	
C14-339	11/19	わたべ	900	タイムズ町田中町第11駐車場 9時31分～14時16分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約4時間半の駐車 ・ありえない同日駐車 (C14-338と駐車時間が重なっている)	同上



奇々怪々…補助者すなわち他人の領収書でもOK!

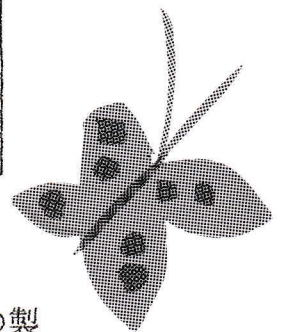
[事件番号] 令和2年(行ウ)第16号]

会派 判明している議員名
 まちだ市民クラブ おぜき 重太郎



きわめて不自然な同日支払い！ 広報費・印刷代

支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情 その1 (原告)	まちだ市民クラブ会派・反論 2021年9月
C14-564	04/20	小関	64,800	手書き領収書 チラシ代として「まちだ市民クラブ議会レポートNo.1」と付記がある。	・請負業者「サナリイ」は印刷関連業者ではなく営業実態不明。納品書、請求書も不提出。印刷枚数不明。10月には364,400円のチラシ代の支出。	原告の主張の趣旨が不明。なお、成果物が領収書に添付されており、運用指針の定めるルールは履践されている。(補助参加人まちだ市民クラブ準備書面(1)参照)。
C14-565	07/20	小関	97,200	同上「議会レポートNo.2」と付記がある。	同上	同上
C14-566	10/20	小関	64,800	同上	同上	同上
C14-567	10/30	小関	72,800	同上	同上	同上
C14-568	10/30	小関	97,200	同上「議会レポートNo.3」と付記がある。	同上	同上
C14-569	10/30	小関	129,600	同上「議会レポートNo.3」と付記がある。	同上	同上
C14-570	01/20	小関	140,400	同上「議会レポートNo.4」と付記がある。	同上	同上
C15-491	07/05	小関	175,000	「チラシ代」	・請負業者「サナリイ」は印刷関連業者ではなく、営業実態不明。	原告の主張の趣旨が不明。なお、成果物が領収書に添付されており、運用指針の定めるルールは履践されている。



準備書面(1)・・・まちだ市民クラブ会派の反論

「『サナリイ』は、そもそも印刷会社ではなく、政治に関連してチラシ等の製作を総合的に監修する個人事業主である。また、運用指針は、広報費の留意事項において「報告書等の印刷代、郵送料(切手、はがき代等)、新聞折り込み代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする」と定めているところ、当該領収書には印刷物として小関議員の「議会レポート vol.5」の見本が添付されている。」

奇々怪々・・・見本が添付されている？
 納品書、請求書もなく印刷部数すらないのに！
 奇々怪々・・・議会レポートNo.2は、23万4800円を3回に分けて支払う！
 議会レポートNo.3は同日に22万6800円を2回に分けて支払う
 不自然さ！！

[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派

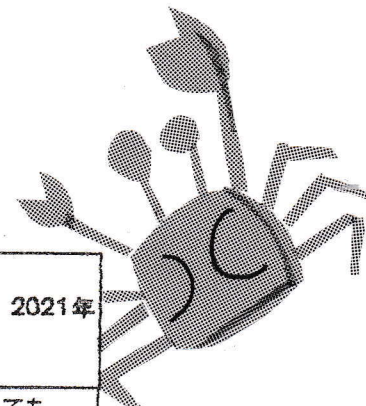
判明している議員名

自由民主党

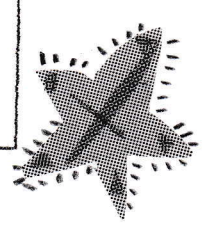
いわせ 和子 佐藤 伸一郎 おさむら 敏明

自由民主党町田総支部前の駐車場

調査研究費・駐車場代



支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事柄 その1(原告)	違法性を裏付ける事柄 その2(原告)	自民党会派・反論 2021年9月
J14-47	03/01	岩瀬	400	リパーク町田旭町2丁目駐車場(旭町2丁目1-4) 17時40分~19時05分「会議」とされている	自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の目の前、徒歩15秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政党活動のためと推測。 ・夜間	町田市議会議員おさむら敏明ホームページ「広報おさむら」より 自民党町田総支部役員会18:00~支部会議室	同駐車場に駐車しても、その周辺の住民から市民相談を受けるなどの政務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 また、市民相談などが夜間に及ぶことはままあるし、ましてや19時代に及ぶことは一般的なことである。
J15-71	01/04	佐藤	600	タイムズ町田旭町駐車場 09時38分~12時22分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間40分の駐車 ・政党活動	町田市議会議員おさむら敏明ホームページ「広報おさむら」より 自民党町田総支部事務所開き 11:00~町田市議会自民党会派打ち合わせ会	同上 また、市民相談や打ち合わせなどの政務活動が長時間にわたることは十分に想定できるとあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。
J16-70	07/16	長村	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 18時20分~19時20分「現地調査」とされている	・政党活動 ・夜間	町田市議会議員おさむら敏明ホームページ「広報おさむら」より 緊急選対会議 18:30~ 自民党事務所	自民党三多摩総支部において市政について他議員と意見交換等をするものもあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。意見交換について会派活動を場所的に限定する論拠に欠ける。
J17-88	09/07	佐藤	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時07分~19時24分「打合せ」とされている	・政党活動	町田市議会議員おさむら敏明ホームページ「広報おさむら」より 自民党町田総支部役員会18:30~ ・佐藤議員が2枚の領収書	市政について他議員と意見交換等をするものもあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。
J17-89	09/07	佐藤	500	タイムズ町田旭町駐車場 16時57分~19時29分「会議」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 約2時間半の駐車	町田市議会議員おさむら敏明ホームページ「広報おさむら」より 自民党町田総支部役員会18:30~ ・佐藤議員が2枚の領収書	市政について他議員と意見交換等をするものもあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。



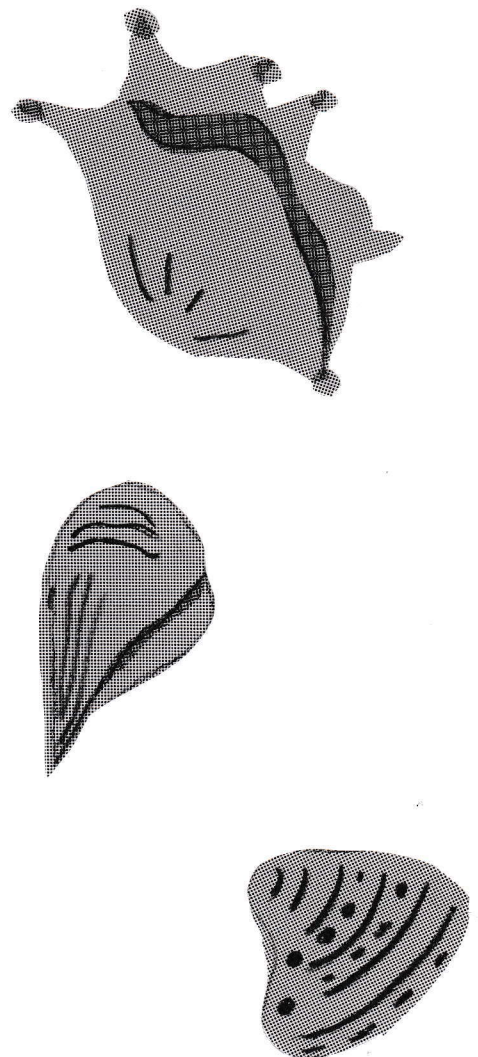
準備書面(3)・・・自由民主党会派の反論

「自民党三多摩総支部において市政について他議員と意見交換等することもあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない」

奇々怪々・・・町田市議会議員おさむら敏明議員のHPには町田総支部役員会と書
いてある!

会派 判明している議員名
 自由民主党 市川 勝斗 いわせ 和子

町田市民病院で現地調査やうちあわせ? 調査研究費・駐車場代



支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情 その1(原告)	自民党会派・反論 2021年9月
J14-75	06/17	議員名不明	100	町田市民病院 15時05分～16時12分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である。また、付近の現地調査等のために利用されることもある。そのため、原告の主張は用途基準違反を推認させるものではない。
J14-76	07/04	市川	100	町田市民病院 09時53分～12時09分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	同上
J14-77	08/18	議員名不明	100	町田市民病院 17時41分～20時18分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	同上
J14-78	10/25	市川	100	町田市民病院 12時32分～13時34分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	同上
J15-140	02/22	市川	100	町田市民病院 15時13分～16時32分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	同上
J15-141	02/24	議員名不明	100	町田市民病院 08時10分～9時58分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	同上
J15-142	02/23	市川	100	町田市民病院 10時27分～11時35分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	同上
J16-187	07/22	岩瀬	300	町田市民病院 10時01分～15時20分「会議」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 約5時間の駐車	市民の健康福祉医療という会派の会派の行う活動として重要な事柄についての打ち合わせなどである。
J16-188	09/27	岩瀬	100	町田市民病院 18時13分～19時17分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	同上
J16-189	10/28	岩瀬	100	町田市民病院 17時45分～19時18分「会議」とされている	・病院の私的利用	同上
J16-190	10/14	岩瀬	100	町田市民病院 10時54分～12時21分「会議」とされている	・病院の私的利用	同上
J16-191	12/27	岩瀬	100	町田市民病院 17時37分～19時49分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	同上
J16-192	02/07	岩瀬	200	町田市民病院 09時38分～13時55分「会議」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 約4時間の駐車	同上
J16-193	03/18	岩瀬	100	町田市民病院 17時36分～19時13分「会議」とされている	・病院の私的利用	同上

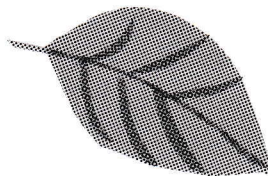
準備書面(3)・・・自由民主党会派の反論
 「病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である。一方で原告が主張する私的利用という点について、私的と評価できる事情は全く主張されていない。また、いずれの施設においても、施設管理者やその施設を拠点に活動をする市民団体や行政の外郭団体を含む任意団体との打ち合わせや会議等は十分に合理的であると考えられる。」

奇々怪々・・・町田市民病院は、地域の医療関係者との意見交換をすることはあるが、議員との意見交換をする場所ではない！もちろん、市民団体と議員との打ち合わせなどに会議室を貸したりはしない！！

[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派
保守連合

判明している議員名
新井 よしなお



ガソリン代は上限までなら、同日だろうが、一日おきだろうがOK! 調査研究費・燃料費

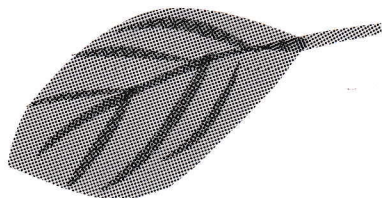
支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情 その1(原告)	保守連合の主張 2021年9月
H15-236	12/26	新井	3,100	有限会社 石阪石油 薬師SS 16時35分 25.41L 現金フリー	・一日おき給油 2日目に給油、H15-237	ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の諸活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものされている。保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているのであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。保守連合準備書面(1)
H15-237	12/28	新井	3,138	㈱東日本宇佐美 16号 鶴野森 10時40分 29.06L クレジットカード番号 ×××××××× ×××マスキング テープ2文字	同上	同上

奇々怪々...領収書として提出しているのはガソリンスタンドの名前のないレシート! 上限12万円以内であれば、クレジットカード番号などマスキングしており、仮に、他人のものであってもOKとなる!

※2015年度の適応する政務調査費ハンドブックでは、自家用車の燃料費は一人当たり年額12万円以内となっており、政務活動と政務活動以外の諸活動との区分が困難であるといった議論はない!

第2準備書面...保守連合会派の反論

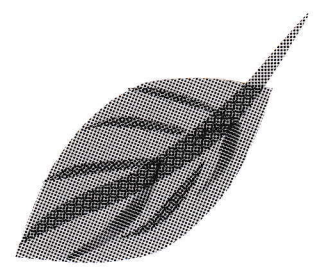
「H15-236、H15-237については、その直前にスノータイヤを装着し、ノーマルタイヤへの交換、スノータイヤを積載したままの状態を続けた結果、燃料消費が激しくなったため、一日おきの給油となった」



奇々怪々...タイヤはそんなに重くない!

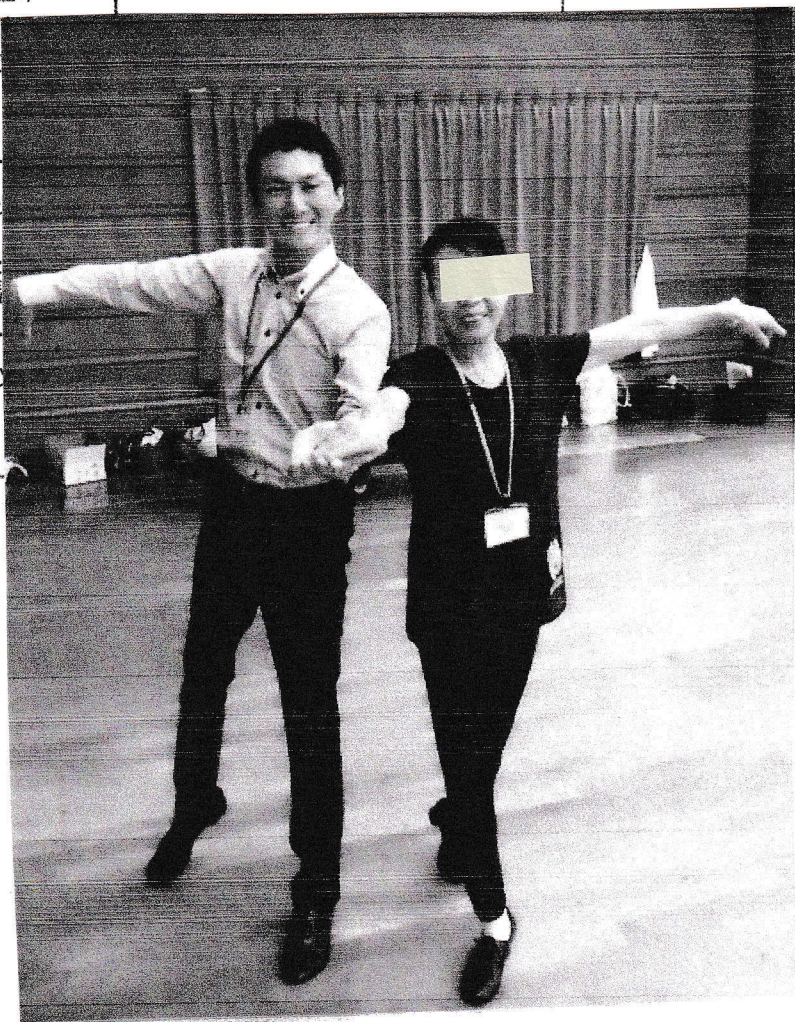
[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派 判明している議員名
 保守連合 白川 哲也



「会議は踊る！」 調査研究費・駐車場代

支出番号	支出日	議員名	違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事柄その1(原告)	保守連合の主張2021年9月
H16-182	09/09	白川	200	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 17時59分～20時45分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間・長時間 2時間46分の駐車	町田ダンス協会の会議に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催時間の都合上、夜間であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。
H16-183	09/16	白川	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時11分～19時43分「打合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	同上
H16-184	09/30	白川	150	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時24分～20時49分「打合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間・長時間 2時間25分の駐車	同上
H16-185	10/14	白川	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時35分～19時39分「打合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	
H16-186	10/28	白川	150	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時22分～20時51分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間・長時間 2時間29分の駐車	
H16-187	11/04	白川	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時29分～19時52分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	



第2準備書面・・・保守連合会派の反論

「白川議員のダンス協会への出席は、町田市内の文化活動やスポーツ活動に関する理解を深めるための政務活動である」

「白川議員による、茶道や華道、ダンス等の文化・スポーツ活動の団体との関わりは、各団体から議員の立場として呼ばれ、町田市における文化・スポーツ活動の現状を把握するための政務活動である。」

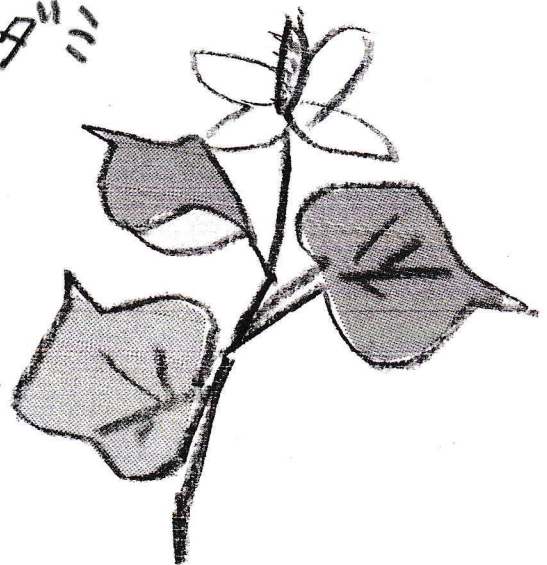
奇々怪々・・・「会議は踊る！」

国会議員に毎月100万円が支給される「文書通信交通滞在費」は
「調査研究広報滞在費」に名前をかえて
支給方法が「月単位から日割り」へと変わっただけ…！
「世間の常識からしたらおかしい」と、騒がれた
肝心かなめの「使い道の開示」などはスルー…！
全て国民の税金なのにな！

議員一人あたり毎月6万円が支給される 町田市議会の政務活動費
国会議員を手本に
お手盛りで、使いやすいように、都合の良い運用指針をつくっていく！
市民の常識からかけ離れた、議会の非常識！
全て市民の税金なのにな！

国会議員の文書交通費の使途を調べているという、どこかのマスコミが、
「地方議会の方が、まだまし…」といったとか…！？
笑えない とんでもない話！
公開しているだけで、真実は全く闇の中！
議会改革 都内No.1の町田市議会の実態を見ればわかるよ！

2022.6.30
ドクダミ



◇ 町田市政を考える会・草の根のホームページをご覧ください！
<http://www.machida-kusanone.com>